

はちおうじししやうがいしやちいきじりつしえんきやうぎかい  
八王子市障害者地域自立支援協議会  
平成23年度 第2回総会(全体会) 会議録

(開催日時) 平成23年8月18日(木) 13:00~16:00

(開催場所) 市役所本庁舎事務棟8F 803会議室

(出席者) 委員22名出席。

まつい りやうすけ おおすか ひろこ たかはし よしひと やまもと まこと どい ゆきひと つかだ よしあき  
松井 亮輔、大須賀 裕子、高橋 義人、山本 誠、土居 幸仁、塚田 芳昭、  
かざま みよこ しば としこ おおくぼ たくま いのうえ よしふみ ききた きやうこ さんどう みそら  
風間 美代子、柴 敏子、大窪 卓真、井上 美文、崎田 京子、山同 美空、  
まただ やすし まつお りゆうじ うちだ いたろう うじひら けいこ 中西 よしこ さかもと こういち  
彦田 靖史、松尾 隆司、内田 伊太郎、氏平 啓子、中西 好子、坂本 好一、  
おおた よしひこ うえだ ひろみ みつおか よしひろ たまる としひこ ひらまつ けいこ しんかわ てつし  
大田 吉彦、上田 広美、光岡 芳宏、田丸 俊彦、平松 慶子、新川 哲史、  
たけした りんたいら  
竹下 倫平、

(事務局) こさかこうれいしや しやうがいしやたんどうぶちやう ほそいしやうがいしやふくしかちやう やまもとしゆき ふるさわしゆき  
小坂高齢者・障害者担当部長、細井障害者福祉課長、山本主査、古澤主査、  
さいとうしゆき さくらだしゆき いのうえしゆき ことうしゆにん あらいしゆじ  
斎藤主査、櫻田主査、井上主査、後藤主任、荒井主事)

## 1 開会

## 2 委嘱状交付

しやかいふくしきやうぎかい じんじいどう ともないいん へんこう  
社会福祉協議会の人事異動に伴い委員の変更あり。

たかはしいん こうにん しよちやう いのうえよしふみ しんいん  
高橋委員の後任としてボランティアセンター所長の井上美文さんが新委員となる。

こさかこうれいしや しやうがいしやたんどうぶちやう いしよくじやうこうふ  
小坂高齢者・障害者担当部長から委嘱状交付。

へいせい ねん がつ1にち へいせい ねん がつ にち はちおうじししやうがいしやちいきじりつしえんきやうぎかいいん いしよくじやう  
平成23年7月1日から平成26年3月31日までの「八王子市障害者地域自立支援協議会委員」の委嘱状を  
交付。

## 3 会長挨拶

なかにしがいちやう かいがいしゆつちやうちやう ふくがいちやう にん しんこう  
中西会長が海外出張中のため副会長2人で進行。

まついふくがいちやう おおすかふくがいちやう あいさつ  
松井副会長、大須賀副会長の挨拶。

きやう きべつきんしじやうれいけんとうぶかい ちゅうかんほうこく ちゅうしん ぎろん  
・今日は差別禁止条例検討部会の中間報告を中心に議論していきます。

## 4 事務局から

はいふしりやう かくにん  
・配布資料の確認

## 5 差別禁止条例案の承認について

きべつきんしじやうれいあん しやうにん  
差別禁止条例案検討部会の高橋部会長より報告

はちおうじししやうがいしやきべつきんしじやうれいけんとうぶかいちゅうかんほうこく あん そつてけいか ないやうほうこく  
八王子市障害者差別禁止条例案検討部会中間報告(案)に沿って経過・内容報告。

・ 中間報告に当たって

平成22年12月15日の八王子市議会において「障害のある人もない人も、子どもも、公平で誰もが安心して暮らせるまちを実現させるための条例に関する請願」が、市議会の全会派一致で採択されました。

この請願を市議会に提出したのは、「八王子障害者の権利を考える会（代表：中西正司氏）」です。考える会は、約2年前から毎月勉強会を開催し、11月24日、市議会へ請願の提出に至ったものです。

市議会における審議の中で、市側からは、市の条例としてまとめていくためには、広く市民の支持と共感を得ることが最大のポイントである、考える会の条例案も示されているようだが、これをタタキ台として広範な皆さんの意見を伺い、市民が心の壁を超えていただく作業が、とてもたいせつである。市としては、真剣かつ慎重に対応させていただきたい旨の答弁がありました。

その後、市長は、平成23年12月市議会に、市として条例案を提案することを決意され、本年3月24日設立の第1回八王子市障害者地域自立支援協議会において協議の結果、条例案検討のための専門部会を設置することとなりました。

5月12日、第1回八王子市障害者差別禁止条例案検討部会が公募委員を含む市民代表20名の各界各層のかたがたによりスタートしました。

考える会の条例案をタタキ台として進めること、本年12月市議会に市長が条例案を提出するためには9月にはパブリック・コメントを実施することが必要なことから、8月中には市長に中間報告を提出しなければならないこと、そのためには5月から8月の間、集中的に部会を開催しなければならないことなどが確認・合意され、検討が開始されました。

この間、10回に及ぶ部会の開催に毎回ほとんどの委員が参加され、真剣な意見・提案がだされました。こうしてまとめられた中間報告は、広く八王子市民はもちろん他の自治体や東京都・国においても理解と共感の得られる条例案となったものと確信しております。

八王子市におきましては、9月のパブリック・コメントを通じて、さらに広範な市民各層の意見等を集約され、それを自立支援協議会を通じて最終報告書に反映し、市条例案として12月市議会へご提案いただけますよう、切にお願いいたします。

なお、委員の中には、些か物足りない条例案ではないか、とのお考えもあるやとは思いますが、市条例は、障害者の権利擁護への取り組みを通じて市民の誰もが基本的人権を享有し、誰もが自立して地域生活を目指すための取り組みの拠り所となるものであります。

その意味で、委員さんとともに検討してきた事柄は、今後の条例の運用に際し、きわめて重要な役割を持つものと確信しております。

末尾になりますが、本当に素晴らしい委員の皆さんと出会え、真剣な議論ができましたことに、また、大変な事務局を引き受けていただいた八王子市障害者生活支援センターぴあらいふの皆さん、市側の皆さんに、こころより感謝申し上げます。

・ 条例案について

前文 前文で目指すところは最初の2行に集約されている。

障害者の権利を援護することを目的とした。

虐待防止についても入れたかったが、法律ができているのであえてここでうたわないということで除い

た。

第1章 総則 第2条 (定義) 障害者基本法第2条をふまえた市としての考え方を示した。

第3条 (基本理念) 条例ではあまりみられないところ。八王子市としての基本理念。第1条を受け、市としてのスタンスを出し姿勢を明確にしている。

第3章 差別是正のための組織 第8条 (委員会の設置) 市長の諮問機関として差別に関する調査、審議を行うため調整委員会を設置することを明確にした。他にない特色となっている。

第4章 第14条 (勧告等) 他市では罰則・罰金等の規定があるが、この条例では第14条の勧告のところに重きをおいており、すなわち勧告することにより抑止・防止・改善を期待できるという判断をしておいて罰則は設けていない。注目してほしい。

第5章 第17条 (差別をなくしていくための取組) に「八王子市障害者地域自立支援協議会」を位置づけた。

第6章 雑則 第18条 (委任) 施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 第一条 (施行期日) 12月議会後できるだけ早く公布をする必要がある。可決されて翌月の1月1日に交付、同時施行は困難なので3か月の整理期間をもち4月1日施行とする。

第二条 (検討) 施行後3年を目途としている。3～4年の間に障害者をとりまく国の制度。法律が大幅に変わろうとしている。昨年の12月には現行の、自立支援法の暫定的な改正法が成立している。今年になり、虐待防止法ができた。7月に障害者基本法の改正が参議院を通過し、可決して成立した。並行して国においては、24年度中に成立を目途している、障害者総合福祉法(これは自立支援法にかわるもの、法案の骨格となる内容が7月下旬にでている)をふまえて、平成24年中には総合福祉法が成立という見通し。平成25年には、国連の条約の批准をふまえた国内法の整理、障害者にかかる差別禁止条例の法律ができる。

八王子市の条例も、諸制度との整合性等々検討を要する。3年を目途として決めた次第。

承認のほどをお願いします。

まつ井) 第6条 (合理的配慮) での表現「努める」と「行う」言い方を変えられた趣旨。意味が違うのか？

第6条7 医療・リハビリテーション、第7条6 医療・リハビリテーション「医療機関等」と「医療関係機関」などが入らない趣旨は？

高橋) 第6条は合理的配慮という形で1～8までは、市の行政以外のすべてのもの。第7条は(市の施策)ということで、3 教育(市が設置する学校)市の権限に及ぶところの内容。

指摘のあった部分は、それぞれの所管が関係するところと調整をしていった結果であり、これでいくか

今後、上位のレベルで調整をしていく。

茅田) ①一般市民には関係ないのではないか？という心無い話を聞くこともある。②八王子市の地域性が出ていないのでは？③上位法を越えられない理由は？

高橋) ①条例というのは実現の拠り所になり、行動することができるもの。部会の話合いの中にも発言があった「どんなことをやっても必ず反対者はいる。でも大多数の無知と無理解で普通に暮らしている人を味方・仲間にしていくかが私たちの仕事であり、この条例の制定には必要。②調整委員会を全国的に見ても八王子市らしいと評価してもらえらると思う。ただ最終報告にむかってどこかに「いかにも八王子」という、仕組みを含めて検討課題と思っている。③部会のなかでも、現行の法律を超えるものは条例では作れない。抵触するようなものは作れない。という助言・意見があったが、必ずしもそれは正確ではない。全国的に見ても、自治基本条例とか、その自治体であるから適用できるような条例を作っているところはたくさんある。上位法がないから独自の条例を作っているところはいくらかもある。

58万の八王子市民、有権者が直接選挙で選んだ市長がやるというところまでいけば、もし違反するならば、憲法違反かどうか訴えましょうか？という話になる、むしろそのようにしてこの条例をふくめて、もっとPR、表に目立っていくことが大事だと思う。活発な議論の中に出せるようになったほうがいいのかと思う。

田丸) 「努める」と、「行う」ということは同じ意味ですか？

高橋) 簡単に言うと、努力規程と義務規程。義務規程は、しなければならないという意味。努力規程は、努力しなければならない。「行う」というのは、努めなければならないより、少し強い表現。10月段階で、もう少し整合性をとる。

植松) 文章の説明を整理されたほうがよい。第6条(合理的配慮)主語が明確・不明確なところがある。

4 教育のところ、「市が」、5 療育(保育等)のところは主語がないとか、3 不動産についても誰がという主語がない。

第17条(差別をなくしていくための取組)理解を広げるため、市は情報提供を行うことは当然だと思うが、わざわざ、「八王子市障害者自立支援協議会を通じて」というのが入っているがこれは必要なのではない。あらゆる場面で理解を進めるのが市の責務である。今後その辺も含めて整理されるのが良いと思う。

高橋) おっしゃる通りです。それぞれ別々に所管と調整をしたためまだ整理されていない。第17条は、協議会について、最終的に市の障害者施策の中にどう位置づけるか？本来どのようなことを目指さねばならないか、メンバーの議論をしていく中で解決したい。検討、議論できる足がかりが必要

ということで入れている。

松井) 第2章 第5条 (差別の禁止) の2項で、「必要かつ合理的な配慮」とある。

基本法の改正の際「合理的な配慮」という表現になっている。

基本法の絡みでいうと「合理的配慮」と同じなのかという議論があり、「合理的な配慮」と必ずしも一緒ではない。

定義されている合理的な配慮と同じなのか？表現上(文章の流れ)で「な」が入っているのか？

基本法ではあえて「合理的配慮」とは入れなかった。

違いがあるということ意識しているか？問題定義が出てくる可能性がある。

差別禁止の中で、それはキーポイントとなる。

相談機関に来た時に、それで相談にのれるのか？どのようにしたらAさんにとって「合理的配慮」が提供しうるのかのノウハウはどこでサポーターができるのか？

教育もそうだが、相談機関にマスターしていただくような、条件整備をしていく。

実行するために、どのようなことを今後しなければならぬか。セットでもって提案して検討していただければと思う。

高橋) 基本法の改正は、議員立法でできた法律だった。政党の中心だったのが当時野党だった民主党で、民主党が政権を取り、政権党となり、政府案としての改正案をだし、審議の中で自民党、公明党、共産党が修正案をぶつけ様々な市民団体等もこうすべきだと、話し合いの中で努力規程なのです。

基本法が成立したということ踏まえて、それを使って定義の整理をしようとするのが大変だった。

社会的障壁、合理的配慮を中間報告でいれることができたということほめていただきたい。

土居) 第17条(差別をなくしていくための取組)について、中西のほうから15日の部会で、補足していただけたらと申し付かっている。

市は、一つはあらゆる場面を通じて仕組みを作っていくとお題目になってしまいがちなのではと思う。

実際、市がどの場面でやれているのか、具体的に仕組みをもっていないと後回しになっていくのは。自立支援協議会という場があって、まず、条例案を議会として23年度検討してきた中で、話が前後しますが、運営委員会の中で、来年度の部会の話、できて終わりではない。部会ではできたけれど、できて今後どうするかが重要。できた後の発信・協議をしていくという役割も持っていくことも重要ということで、文言をいれてくれているのかな。自立支援協議会等とか、「等」ということで自立支援協議会に限るということではないのかな。

市はあらゆる場面で発信していくということもあり、そういった背景があり入れてくれていると思う。

柴) 自立支援協議会の役割というのは、障害の有無にかかわらず、地域の中でさまざまな医療や福祉や行政や司法がいろいろなところが連携しながら、地域の中で安心してかつ豊かに暮らし続けることを自立支援協議会の中で協議しようという。大きな目的がありますのでやはり差別というのは自称としては出ますけれどもその裏側にある、地域でのさまざまな暮らしにくさであるとか生きにくさをみんなで

解決する場としての自立支援協議会が果たす役割 組織というのは、ここしか今のところ、連携して具体的に協議をして皆で話し合っ解決できる場はない。やはり組織としてきっちり位置づけたものがないと具体的な事案に関しても総合的な体制がとれないのではないかな。

法律で位置づけられているということではなく積極的に、主体的に市民と行政が一緒になって、担っていく、差別禁止の部分もその中にきちんと整理しながらやっていこうということで明確に位置づけるべきではないかということが部会の中でかなり議論として出ていたのでこのような形で明確に組織としての位置づけをいれたという経緯があった。

大須賀) 条例の承認ということで、中間報告で、高橋部会長が言われたようにヒアリング等しながら最終案を積み上げていくので、拍手で承認していただければ。

～拍手で承認～

山本) 承認の後の意見なのですが、部会に出ていない方は、比較するものが何もないので、わかりづらい、千葉県、さいたま市は条例ありますけれど、最近岩手や熊本県も条例ができました。

千葉県や、さいたま市は、差別というものの合理的配慮、岩手や熊本は差別ということや合理的配慮という文言すら入っていない、不利益な取り扱いという言葉で差別を表し合理的配慮がない。上位法があるので、それをみながらでは文言をなかなか決められなかった。ぜひパブリック・コメントを実施される中では、同時に比較するものがあつたほうがよい。比較することで、八王子らしさ等がみえてくるはず。

大須賀) 「次第3 平成24年度の事務局体制について」と、「次第4 新部会の設置について」を運営会議の土居のほうから。

土居) 7月11日の運営会議開催の中で、事務局体制について検討した。

平成23年度からスタートし、障害者福祉課で事務局となった。平成23年度決定する際にも、障害者福祉課にやってもらうか、民間の団体(社会福祉協議会・相談支援市から委託を受けている、新たに民間団体を市民で作成し委託する)

自立支援協議会は恒常的な場として、立ち上がったばかりなので、いくつか選択肢もあるが、24年度については、運営会議の中では市の障害者福祉課に入っただき、まだ体制基盤作りの段階なので引き続き障害者福祉課にお願いしたい。

部会について、平成23年度は障害者差別条例案検討部会の一つだったが、最終的に案ができれば解散となるが、17条にあるように、権利擁護をしていくという部会を立ち上げたいと、運営委員会で一致した。「地域生活支援部会」「地域移行部会」「児童部会」などでだが具体的な提案ではなく、できるだけ皆さんからの検討・希望の意見をいただき運営会議で検討し、10月の全体会にはかりたい。

大須賀) 事務局は来年度も市の障害者福祉課にお願いしたらどうか。部会についてはみなさんからの要望をいただきたい。

まつい きほんほう なか くにれべる せいさくいいんかい  
松井) 基本法の中で、国レベルでは政策委員会ができる。

ちほうじちたい については しぎかい という 名称のものを つく、 自立支援法のもとにある 自立支援協議会との  
かんけい は どうなのか という 質問が出た、 自立支援協議会 というのは 事例検討、 サービスを 中心に 扱うもの、  
せいさく あつか 政策を 扱うものは、 政策審議会、 基本法で いうところの 名称に してほしい。

はちおうじ ばあい きょうぎかい せいさく あつかう た 他のものでは 名称が 異なる。 八王子では この方式  
を 意図的に 打ち出さないと、「一体的に やっているから これでもよい」と、 意思統一 しておく 必要がある。

さきた じょうれい とお 条例が 通ったとしても そこから スタートになる。 啓蒙・周知 など 大切なことは、 権利擁護の 専門  
ぶかい なか ふく 部会の中に 含まれる という ことでも よろしいか？

どい 土居) そうです。

おおすが こんねんどう ぶかいひと ぜんたいかい ほうこく せつめい らいねんどう みな ぶかい  
大須賀) 今年度は 部会一つ だったが、 全体会は こういった 報告・説明になるが、 来年度からは 皆さん 部会  
に 入って いただく ことになる。

ことし ねん かい ぶかい い めーじ じょうれいづく みじか きかん なか かい ことし  
今年 は 年に 4回。 部会 という イメージが つくかわからないが、 条例作りの 短い 期間の中で 10回。 今年  
ぜんたいかい なか やくわり らいねんどうぶかい はい とき やくわり い めーじ  
全体会の中での 役割と、 来年度 部会に入った 時の 役割を イメージ して いただいて。

たけした きべつきんしじょうれいぶかい さんか じょうれい つく もくひょう かつどう  
竹下) 差別禁止 条例部会に 参加 していました。 条例を作る という 目標があり 活動 してきた。

けんりようご ちいきせいかつ めいかく もくひょう かつどう こと い めーじ  
権利擁護や 地域生活 というのは、 明確な 目標が あって 活動 してきたものと 異なるので イメージが にくい。

たかはし どうきょう あまり くしちょうそん じんこう ちいき ことば じっかん  
高橋) 東京には 60 余りの、 区市町村があるが 人口は それぞれ。 地域 という 言葉は 実感として わかない。

おそらく、 これからは、 八王子で いうと 4～5 か所に分けて いると思うが、 おおき すぎる 小さい 地域範囲で、  
こま ひと ま なか お ちいきごと そうごしえん あ しえん あ たいせい じゅうよう  
困っている 人を 真ん中に 置いて、 それぞれの 地域毎に 相互支援 し合う。 支援 し合う 体制づくりが 重要。

しば うんえいいん たちば ぶかい じつは きょうぎかい つく あ いちねんかん  
柴) 運営委員の 立場なので、 どういう 部会 という ことではなく、 実は、 協議会 を 作り に 当たり 一年間  
べんきょう けんしゅう さんか  
勉強・研修 に 参加 した。

その 地域の中 で 起きている いろいろな 生きにくさ、 暮らしづらさ を 持っている 人たちの 具体的な 事例を  
かいけつ している 例がある。 あきる 野市 なのだが、 いろいろな 立場の 人が 事例を 出しあい、 地域にある 課題を  
みな きょうゆう しく つく わだいていきょう はじ うま ぶかい さき つく  
皆で 共有 できる 仕組みを 作った。 話題提供 から 始めた ところは 上手く いったい。 部会を 先に 作ったが  
じつたい かどうか 地域での 課題を 共有 できなかった 例もある。 個別支援 を する 場を 丁寧  
いちねん くらい 行い、 見えてきた 課題について 部会に つなげる のも 一つの方法 ではないか？

おおた しょうこうかいぎしょ から 派遣 されて、 最初は 趣旨が わからなかった。

さんか していくうち、 この会 は、 権利擁護の 方向に 向いている のではないか と思った。

さいしょ ひかれたのは、 あくまでも、 自立支援。

過激な言葉で申し訳ないが、社会が、障害者に向かえばならないというのが主体であったら、これでは弱いのではないか、まず、自分たちが自立ありきで一つ訴えて、我々にはこういった特色があるんだ、社会の向きと合致しどこかで妥協点で、それでお互いハッピー。

方向はそちらに向いていかねばならない。

差別禁止条例、最初に聞いていなかった。

障害者サイドから社会をこうしようということ、精神論など非常に大きい問題。

あくまでも努力目標、実行と努力とどれだけ違うか。実行は、予算は、社会に対する罰則はどうか。

高橋委員長からの話によるとそうじゃなさそうだ、柔らかい文章で対立点をわざと無くしているのではないか。報告としては、自立そこを、主体に考えていかねば。就労にする方向に向くのが実質的な自立支援。

世の中を変えるにしても、罰則規定がないものでは制約性がない。訴えだけでは非常に弱い。もっと自立に目をむけていく、専門的なことを追求し企業の実態を調べていく、一致した意見、世の中は間違っているというのは楽な結論だが、それは本物の結論なのかとを感じる。差別というのは議会やなんかを世間を動かす一つの言葉だと思いが、不平不満を出して少しでもいい方向にということで終わるのでは、世間から見て八王子市は一所懸命やっているよ。その程度の評価を得られるんじゃ意味がない。

わたくしたちの立場で、障害者の実態について把握していない、新聞・本などの把握しかない、社会に引き上げるのは重要。社会批判で終わるのではなく、障害者の長所を出しいかに社会にはめていくかという方法があれば理想ではないか？自立という意味にこだわっていたので発言させてもらった。

風間) 運営委員として、いつも思っていた、罰則がなくて、手間暇かけて作りどういう意味を持つのか。条例できないよりはできたほうがいい。常に就労のことを考えている。部会ありきではなく、意見を交わしていく中で、必要な部会がわかるのではないか。八王子は広いので、地域を知り、問題を知り、障害だけでなくいろいろな意味での自立を考えていくことが必要。話し合いをして部会を作るようにしたほうが良いと思う。

大須賀) 今年は特殊だった。自立支援協議会一つでしてしまっている。

来年度からは皆の意見を聞きながら行っていく。

もう一つは条例のアフターケアをやっていく。

自立支援協議会委員の任期は3年であり、その中で間口を広げていいのか、役割の中身も、皆で議論しながら進めていくものなかなと思う。

部会についてはもう一度議論をする機会がある。

事務局案については承認が必要。

細井) 事務局は障害者福祉課で担当するという同意をいただければ、全力を挙げて来年も頑張ります。

大須賀) 来年度の事務局については、障害者福祉課にお願いするということで、よろしければ拍手で。

～拍手で承認～



大須賀) 4番目の新部会の設置については、一つは権利擁護の部会の仕組みを含めて、いろいろな仕組みづくりをしていくということで、よろしいでしょうか？

大田) 第17条(差別をなくしていくための取組)でうたっているのではないですか。重要な仕事で窓口になるし、取組を行うと、議会に通して条例と出したら、すごい権限をもつのでは。逆に権限に対して法務？してもらわないと。やりすぎて脅迫にもなる可能性もありますから。市に対して、一般に地域に対してだって、保護されているのかどうかわからないけど、やりすぎたらこうですよということは入っていなかった。やりすぎれば警察沙汰にもなるのですから、第17条は非常に大きいなと思う。権限の範囲がわからない。

柴) 自立支援協議会に関して設置要綱のなかで、役割が明確に位置づけられているので、それを逸脱しておこなうことはない。法律の中でも位置づけられている。

土居) 理解を広げるといふ。大田さんがおっしゃったのは第8条(委員会の設置)の調整員会とか、第3章(差別是正のための組織)・第4章(解決のための手続)になります。是正についての取組は違う組織が。自立支援協議会は理解を広げるための取組になる。産業の立場から障害者の自立を考えて出席されている。お互いに歩み寄ってやっていくための一歩となり、課題とかを出していただいている。それぞれの立場で障害者の方に対して考えていることを出していただけたらと思う。

麥田) 自立のとらえ方は就労ではなく、我々とかここで語られるのはもっと広い範囲の自立だと思っているのでそれに応じてご理解をいただきたい。働く場があって、働いていくことが自立というとらえ方はないと思うので。そこに至る以前のもの。頭を広げていただきたい。日常的に障害者に関わっていない立場で参加されてる方には理解をしていただく努力をしなければならないと思う。

山本) 具体性はないが、協議会の役割が理解を広げることなので発言させていただく。グループホームに関わる仕事を行うなかで、支援者のためにミニコミ誌を作っている。自立支援協議会でも自立支援協議会ニュースのようなものをれば、市民の人に協議会を理解していただけるきっかけになるのではないか。また、広報活動を行う「広報部会」などがあると、いろいろな人が参加しやすくなる。

大沼) 広報誌作りをしている立場として発言させていただく。一部として主治医に対する当事者同士の座談会とか、ヘルパーやってる人の座談会、八王子で使える福祉の資源ノウハウなど。自立という言葉についても説明しなければならないものだと思っている。そのような意味でも、自立支援協議会は大切なものだと思う。

大須賀) 新部会の設置については次回にみなさんの意見を聞くような次第を事務局にお願いしたい。

やまもと 山本) じかい についで について についてはまだ。じょうれいかんけいとう 条例関係等もありますので。

さきた 崎田) ごぜんちゅう せんもんぶかい でもありました。ぱぶりっく・こめんと きかんちゅう しみん へのあぴーる について、れんらく 連絡をいただけるのか？どこの場所では決められるのか？

ほそい 細井) ぱぶりっく・こめんと は がつ にち 9月15日から一か月間。しゅほう 手法として、こうほう HP、としよかん 図書館、しみん 市民センター 窓口(がいようばん)をおきいけん 意見をいただく。いけん 意見についてはHPにメールも可。せんてん 宣伝などはしらべていないが他のところではあまりやっていない感じ。ぱぶりっく・こめんと せんてん 宣伝ではなく、さべつ な 差別を無くすようなとりにくみ 取組についてのこうえんかい ひら 講演会を開くとか、そういうことでさべつ きん しじょうれい 差別禁止条例があるとこういうまち 町ができるんだよというPR(きかく)を企画してもいいのでは、しがわ 市側だけで決めるのではなく、こういう場、うんえいいんかい 運営員会で決めていただければいっしょ 一緒にできるのでは。

おおすが 大須賀) うんえいかいぎ 運営会議、ぶかい 部会にいちにん 一任させていただくということでしょうにん 承認していただいでいいでしょうか？

たかはし 高橋) ほそい 細井) 課長がぱぶこめ はなし の話の中でがいようばん 概要版とおっしゃいましたががいようばん 概要版はもちろんだ出していただいで結構(けっこう)ですが、ぶかいぜんいん 部会全員のきもち はちゅうかんほうこくぜんぶん 中間報告全文をだしていただくようにというのがぶかい 部会のきもち ですので、がいようばん 概要版だけではないように。

ほそい 細井) きいご 最後に(しがい)司会をしていただいたまついふくかいちやう 松井副会長、おおすがふくかいちやう 大須賀副会長ありがとうございました。これで、へいせい 平成23年度第2回八王子市障害者地域自立支援協議会(へいせい ねんどだい かい)これにて(かい)終了(しゅうりやう)させていただきます。本日はありがとうございました。